平成２２年（フ）第１６０９３号
東京都品川区南大井４丁目６―19
債務者　内藤　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１００号
神奈川県厚木市みはる野１丁目35―10
債務者　藤田　洋人
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１０１号
東京都東大和市立野１丁目1162―１―103
債務者　竹内　昇子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１０８号
東京都武蔵野市八幡町１丁目４―22
債務者　鈴木　康幸
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１１４号
東京都台東区東浅草１丁目13―５―605
債務者　岡　　春子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１１６号
東京都練馬区春日町６丁目14―10
債務者　雨宮奈緒美（旧姓山脇）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１１７号
東京都杉並区西荻北４丁目35―10―303
債務者　小林美知子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１２５号
東京都大田区大森東５丁目９―１―403
債務者　三澤　完治
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１２６号
東京都足立区梅田２丁目３―11―801
債務者　高木　道子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３１号
東京都目黒区青葉台１―11―18、住民票上の住所神奈川県横浜市栄区桂町181―56
債務者　小川眞知子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３２号
神奈川県川崎市川崎区大師駅前２丁目11―14―101
債務者　大塚　吉文
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３３号
東京都台東区今戸１丁目17―16
債務者　星　　礼子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３４号
東京都品川区豊町６丁目５―10―102
債務者　中島由美子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３５号
神奈川県横浜市青葉区大場町1016―13
債務者　山下千登世
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３６号
東京都中野区新井４丁目９―１―211
債務者　中村さをり
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１３８号
東京都葛飾区青戸７丁目９―18　コーポグリーンＢ―202
債務者　増渕　光子
1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部